

# 地方分権政策に関する政権公約評価結果

平成21年8月8日  
全国知事会

# 政権公約評価結果

	自民党	公明党	民主党
加点項目	62.1	68.7	63.8
減点項目	▲1.5	▲2.4	▲5.5
合計	60.6	66.2	58.3

全国知事会が定めた評価基準に基づき、評価。特別委員会委員による採点の平均点を、評点とした。  
四捨五入の関係で計算が合わない場合がある

# 点数評価・総括表

全国知事会が定めた評価基準に基づき、評価。特別委員会委員による採点の平均点を、評点とした。

		配点	自民党	公明党	民主党
I 国家像の明示と分権・自治体の位置づけ		10	6.4	7.3	7.2
II 分 権 改 革 の 具 体 策	(1)分権委員会の勧告に沿った義務付け・ 枠付けの廃止、権限移譲の推進	10	8.4	5.5	6.9
	(2)国と地方の税源配分5:5の実現、 地方消費税の充実	10	6.4	8.9	3.1
	(3)国庫補助負担金の総件数半減	10	3.7	4.6	8.1
	(4)地方交付税の復元・増額、 共有財源の明確化	10	7.0	4.2	3.3
	(5)直轄事業負担金の抜本的改革	10	6.9	8.0	8.7
	(6)国の出先機関の廃止・縮小	10	6.3	7.8	8.3
III 分権改革を実現する仕組みの構築 ～国と地方の協議の場の法制化～		30	16.9	22.3	18.2
小計(I + II + III)		100	62.1	68.7	63.8
IV 地方財源の確保		減点 項目	▲1.5	▲2.4	▲5.5
合計(小計－IV)		100	60.6	66.2	58.3

(注)四捨五入の関係で計算が合わない場合がある

# (1) 自由民主党の地方分権政策に対する政権公約評価

		配点	点数	委員長所見 (評点結果・各委員のコメントを踏まえた、古川委員長の所見)
I 国家像の明示と分権・自治体の位置づけ		10	6.4	新しい国の形として道州制が明記されたことを評価する意見がある一方、内容が明確ではないこと等を懸念する意見もある。
II 分権改革の具体策	(1)分権委員会の勧告に沿った義務付け・枠付けの廃止、権限移譲の推進	10	8.4	「義務付け・枠付け」「権限移譲」の数値目標を明示されたことは評価。ただし、今まで実行されなかったことから懸念も示されている。
	(2)国と地方の税源配分5:5の実現、地方消費税の充実	10	6.4	税源移譲の目標数値等はないものの、地方消費税の充実が明記されたことは評価。
	(3)国庫補助負担金の総件数半減	10	3.7	「総件数半減」等の数値目標がない点は残念。
	(4)地方交付税の復元・増額、共有財源の明確化	10	7.0	地方交付税の増額と、税制抜本改革時における共有財源の明確化等が明記されたことを評価。
	(5)直轄事業負担金の抜本的改革	10	6.9	22年度維持管理負担金廃止が明示されたが、負担金全体について「抜本的に見直す」ととどまっていることは残念。
	(6)国の出先機関の廃止・縮小	10	6.3	出先機関の廃止・縮小が明記されたが、削減目標等がない点は残念。
III 分権改革を実現する仕組みの構築 ～国と地方の協議の場の法制化～		30	16.9	国と地方の協議の場の法制化が明記されている点を評価。
小計(I + II + III)		100	62.1	
IV 地方財源の確保		減点	▲1.5	地方消費税の充実・交付税増額等が明記されたが、その規模が明記されておらず、不安視する意見がある
合計		100	60.6	

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある

## (2) 公明党の地方分権政策に対する政権公約評価

		配点	点数	委員長所見 (評点結果・各委員のコメントを踏まえた、古川委員長の所見)
I 国家像の明示と分権・自治体の位置づけ		10	7.3	道州制を、21世紀の国のカタチと位置づけたことを評価する意見がある一方、内容が明確でないことを懸念する意見もある。
II 分権改革の具体策	(1)分権委員会の勧告に沿った義務付け・枠付けの廃止、権限移譲の推進	10	5.5	「義務付け・枠付け」の言葉はないが、役割分担、事務事業の抜本見直し、権限移譲と自由度の拡大という表現で明記されている。
	(2)国と地方の税源配分5:5の実現、地方消費税の充実	10	8.9	数値目標1:1が「目指す」ながらも明記されている点や、税目として、地方消費税の充実が明記されていることを評価。
	(3)国庫補助負担金の総件数半減	10	4.6	「総件数半減」等の明示的な数値目標はない点は残念。
	(4)地方交付税の復元・増額、共有財源の明確化	10	4.2	「財政調整機能に配慮しながら交付税の確保」にとどまっている点は残念。
	(5)直轄事業負担金の抜本的改革	10	8.0	「当面」維持管理費廃止。「最終」全体廃止が明記されており評価。
	(6)国の出先機関の廃止・縮小	10	7.8	2次勧告に「基づき」出先機関廃止・縮小が明記されている。
III 分権改革を実現する仕組みの構築 ～国と地方の協議の場の法制化～		30	22.3	地方が「権限」を有する「分権会議」が法制化されている点を評価。
小計(I + II + III)		100	68.7	
IV 地方財源の確保		減点項目	▲2.4	地方消費税の充実・交付税確保等が明記されたが、その規模が明記されておらず、不安視する意見がある
合計		100	66.2	

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある

### (3) 民主党の地方分権政策に対する政権公約評価

		配点	点数	委員長所見 (評点結果・各委員のコメントを踏まえた、古川委員長の所見)
I	国家像の明示と分権・自治体の位置づけ	10	7.2	地域主権国家の確立を明確に掲げていることを評価する意見がある一方、広域自治体のあり方について明確でないという意見もある。
II 分権改革の 具体策	(1)分権委員会の勧告に沿った義務付け・枠付けの廃止、権限移譲の推進	10	6.9	事務事業の整理、権限の大幅移譲が明記された他、公開討論会で分権委員会勧告を超えて見直すことが示されたことを評価。
	(2)国と地方の税源配分5:5の実現、地方消費税の充実	10	3.1	税源移譲や地方消費税について明記がない点は、残念。公開討論会では税源移譲、将来における地方消費税の充実にも言及。
	(3)国庫補助負担金の総件数半減	10	8.1	「ひもつき補助金(社会保障・義務教育関係は除く)」の廃止が明記されたことは評価。
	(4)地方交付税の復元・増額、共有財源の明確化	10	3.3	一括交付金化による財源保障が示されているが、地方交付税について直接の言及がない点は残念。
	(5)直轄事業負担金の抜本的改革	10	8.7	全ての直轄事業負担金制度を廃止し、それに伴う交付税の減額を行わないことが示されていることは評価。
	(6)国の出先機関の廃止・縮小	10	8.3	数値目標はないが、「原則」廃止が示されている。公開討論会で分権委員会勧告を超えて見直すことが示されたことを評価。
III	分権改革を実現する仕組みの構築 ～国と地方の協議の場の法制化～	30	18.2	国と地方の協議の場の法制化を追加明記することが示され、かつ地方の参画を経て、統治機構改革を進める決意が示されたことを評価。
小計(I + II + III)			63.8	
IV	地方財源の確保	減点項目	▲5.5	暫定税率廃止に伴う地方財政の補填措置が明記されていないことや、ムダの排除による財源捻出を不安視する意見もある。
合計		100	58.3	

(注)四捨五入の関係で計算が合わない場合がある

		評点の目安	
I	国家像の明示と分権・自治体の位置づけ	10 ・日本がめざすべき姿として、地方分権型国家が明確に提示(10)	
II	分権改革の具体策	(1)分権委員会の勧告に沿った義務付け・枠付けの廃止、権限移譲の推進	10 ・分権委員会勧告の4,076条項(orそれ以上)の義務付けの見直しが明記(10) ・義務付け見直しは明記されているが、数値目標なし(5) ・義務付け見直しが検討・努力目標(2)
		(2)国と地方の税源配分5:5の実現、地方消費税の充実	10 ・税源配分5:5、地方消費税充実が明記(10) ・税源配分5:5、地方消費税充実のいずれかが明記(7) ・税源移譲は明記されているが、数値目標なし(4) ・税源移譲が検討・努力目標(2)
		(3)国庫補助負担金の総件数半減	10 ・補助金総件数半減(orそれ以上)の数値目標明記(10) ・補助金削減は明記されているが、数値目標なし(5) ・補助金削減が検討・努力目標(2)
		(4)地方交付税の復元・増額、共有財源の明確化	10 ・地方交付税の復元・増額、地方共有税化の趣旨が明記(10) ・地方交付税の総額確保が明記されている(5) ・地方交付税の確保、共有財源の明確化が検討・努力目標(2)
		(5)直轄事業負担金の抜本的改革	10 ・22年度維持管理負担金廃止・将来的な負担金廃止が明記(10) ・維持管理費負担金廃止は明記されているが、全体について言及なし(5) ・情報開示の充実、対象経費の見直し等にとどまっている(2)
		(6)国の出先機関の廃止・縮小	10 ・分権委員会勧告の出先機関廃止・縮小(orそれ以上)の実施が明記(10) ・出先機関見直しは明記されているが、数値目標なし(5) ・出先機関廃止・縮小が検討・努力目標(2)
III	分権改革を実現する仕組みの構築 ～国と地方の協議の場の法制化～	30 ・国と地方の協議の場の法制化が明記され、さらに地方の同意権等地方側の権限が明記(30) ・国と地方の協議の場の法制化が明記(15) ・国と地方の協議の場の法制化が検討・努力目標(5)	
IV	地方財源の確保	減点項目 ・地方財源の確保に不安がある(▲10)	
合計		100	